

8. 微量有害物質汚染

(1) 湖沼・河川水

① 健康項目

平成 26 年度に測定を行った人の健康の保護に関する項目に係る各地点における河川水の最高値は以下の通りで、いずれも環境基準以下であった（表 3-2）。

【表 3-2 環境基準(健康項目)の測定結果(平成 26 年度)】

健康項目	基準値	琵琶湖 唐崎沖中央	瀬田川 唐橋流心	宇治川 御幸橋	木津川 玉水橋	桂川 西大橋	枚方大橋 流心	猪名川 軍行橋
ガドミウム	0.003mg/L 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
鉛	0.01mg/ 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.003
六価クロム	0.05mg/L 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.01
砒素	0.01mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.003
総水銀	0.0005mg/以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	ND	ND	-	-	-	-	-
PCB	検出されないこと	ND	ND	ND	-	-	ND	ND
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ 以下	<0.002	<0.002	<0.01	<0.01	<0.01	<0.002	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	0.01mg/ 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006mg/ 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	-	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01mg/ 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	0.19	0.27	0.37	0.94	0.63	1.0	0.77
ふっ素	0.8mg/L 以下	0.10	0.10	0.08	0.08	<0.08	0.09	0.23
ほう素	1mg/L 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.02	0.10
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

注1) ND は、定量限界値(計測できる限界の値)未満を示す。

注2) 京都府のみ平均値

滋賀県「滋賀の環境 2015(平成 27 年度版環境白書)」
 京都府「平成 26 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」
 大阪府 HP「大阪府域河川等水質調査結果」
 兵庫県「平成 26 年度公共用水域の水質等測定結果報告書」
 より作成

② 農薬

平成26年度に測定を行ったゴルフ場使用農薬（調査対象農薬：127種類）についてゴルフ場の排水口を調査した結果、いずれも指針値の超過はなかった（表3-3）。

【表3-3 ゴルフ場使用農薬に関する水質調査結果（平成26年度）】

調査実施都道府県数	46 都道府県
調査対象ゴルフ場数	511 か所
調査対象農薬数	127 種類
総検体数	17,328 検体
指針値超過検体数	0 検体

環境省 報道発表資料より作成

また、平成26年度に測定を行った使用農薬120種類の各地点における河川水を調査した結果、検出されたのは以下の通りである（表3-4）。

【表3-4 河川水の農薬測定結果（平成26年度）】

	瀬田川		木津川		宇治川		桂川	
	瀬田川大橋		御幸橋		御幸橋		宮前橋	
	最高	平均	最高	平均	最高	平均	最高	平均
アセフェート	<0.00006	<0.00006	0.00007	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
シアナジン	0.00007	<0.00004	0.00005	<0.00004	0.00005	<0.00004	<0.00004	<0.00004
チウラム	<0.0002	<0.0002	0.0003	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
フィプロニル	<0.000005	<0.000005	<0.000005	<0.000005	<0.000005	<0.000005	0.000007	<0.000005

	淀川							
	枚方大橋左岸		枚方大橋右岸		鳥飼大橋左岸		鳥飼大橋右岸	
	最高	平均	最高	平均	最高	平均	最高	平均
フィプロニル	0.000006	<0.000005	0.000006	<0.000005	0.000006	<0.000005	0.000005	<0.000005

注1) 淀川水質協議会共同調査による

注2) 試験回数はいずれも6回

大阪広域水道企業団「水質試験成績並びに調査報告 第55集 平成26年度」

③ 外因性内分泌攪乱化学物質

外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）とは、人や野生生物の内分泌作用を攪乱し生殖機能阻害等を引き起こす可能性がある化学物質である。環境中にその汚染状況や健康および生態への影響等は十分に解明されていない。現在、アメリカやイギリスなど各国の関係機関や OECD、WHO 等の国際機関によって外因性内分泌攪乱化学物質のスクリーニング試験方法の開発が進められている。

わが国においては、環境庁（現 環境省）が平成 10 年 5 月に「環境ホルモン戦略 SPEED '98」を発表し、内分泌攪乱作用を有すると疑われる化学物質（現在 65 物質）をリスト化した。また、その中で汚染状況の実態調査、試験研究および技術開発、環境リスク評価・管理および情報提供の推進、国際協力を今後の対応方針としている。これに基づき、環境庁（現 環境省）は建設省（現 国土交通省）と連携して、平成 10 年に全国的な実態調査を夏期（7 月～8 月）と秋期（11 月～12 月）の 2 回に渡って実施した。2 回の調査の結果、琵琶湖・淀川水系において人畜由来の女性ホルモンである 17 β -エストラジオールが多くの地点で検出され、次いでノニルフェノール、ビスフェノール A が多く検出された。しかし、その濃度は、全国の最大検出値と比較すると 1/2 以下の値であった。その後、継続して調査が行われた。平成 27 年度の調査においても対象流域での実施はなかった。

ダイオキシン類は人工化学物質としては最も強い毒性をもつ物質で、人に対する発ガン性があるとされている。ダイオキシン類は意図して製造・使用される化学物質ではないが、他の化学物質の製造、燃焼などに伴って副次生成されるものである。発生源として特にごみ焼却炉の焼却灰や製紙・パルプ工場が問題とされている。製紙・パルプ工場では、紙の漂白時に用いられる塩素と原料中の有機物との反応により生成するといわれている。

厚生省（現 厚生労働省）は、平成8年6月に一生涯摂取しても健康に影響を及ぼさない安全な摂取量として「耐容1日摂取量（TDI）」を10pg-TEQ/kg/日に設定した。平成8年12月には、環境庁（現 環境省）が「健康リスク評価指針値」として5pg-TEQ/kg/日を設定している。平成11年3月には「ダイオキシン対策基本指針」が決定された。その後、平成11年7月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が制定され、その中でダイオキシン類の基本とすべき基準として、TDI値を1kg当り4pg-TEQ以下と政令で定められることになった。これを受けて環境庁（現 環境省）は、平成11年10月に当面の水質基準を1pg-TEQ/Lに設定した。

また、平成14年には底質中に含まれるダイオキシン類についても環境基準が設定され、さらなる対策が図られている。そのほかにも、排出削減対策等の推進や健康や環境への影響の実態把握等の各施策を推進することとしている。

平成26年度の琵琶湖・淀川水系における水質および底質のダイオキシン類測定値は、次のとおりであった（表3-5）。

【表3-5 水質および底質のダイオキシン類測定値(平成26年度)】

	水域名称	地点名称	水質(pg-TEQ/L) 平均値	底質(pg-TEQ/g) 平均値	府県
木津川	柘植川	山神橋	0.36	0.7	三重県
	久米川	芝床橋	0.42	0.72	三重県
	比自岐川	柘川橋	0.3	3.9	三重県
	大谷川	二ノ橋	0.28	-	京都府
	和束川	菜切橋	0.1	-	京都府
	母里川	母里川流末	0.17	0.32	奈良県
	宇陀川下流	辻堂橋	-	0.54	奈良県
	笠間川	笠間川流末	0.088	0.16	奈良県
	遅瀬川	金比羅橋	0.11	0.11	奈良県
	白砂川	白砂川流末	0.11	-	奈良県
	室生ダム湖	ダムサイト	0.084	22	奈良県
	布目ダム湖	布目ダム湖	0.085	23	奈良県
	琵琶湖	柳川全域	新柳川橋	0.22	0.16
吾妻川全域		大津湖岸線との交叉地点	0.079	0.77	滋賀県
相模川全域		大津湖岸線との交叉地点	0.095	2.6	滋賀県
葉山川全域		県道彦根・近江八幡・大津線との交叉地点	0.13	3.3	滋賀県
宇曾川本流全域		唐崎橋	0.2	0.64	滋賀県
家棟川本流全域		野田橋	0.57	5.1	滋賀県
石田川全域		浜分橋	0.17	0.25	滋賀県
和迎川全域		和迎川下橋	0.17	0.69	滋賀県
際川		国道1号の交差点から上流50m地点	0.18	0.39	滋賀県
琵琶湖(琵琶湖大橋北)		南比良沖中央	0.058	34	滋賀県
宇治川	宇治川	天ヶ瀬ダム	0.073	7	京都府
		淀川御幸橋	0.088	0.22	京都府
		新六地藏橋	0.032	1.8	京都府
田原川	螢橋	0.054	-	京都府	
桂川	鴨川上流	出町橋	0.073	0.64	京都府
		高橋	0.022	0.47	京都府
		三条大橋	0.026	0.72	京都府
	鴨川下流	京川橋	0.089	1.3	京都府
		上河原橋	0.066	2.2	京都府
	野田川	六反田橋	0.032	-	京都府
		堂谷橋	0.082	-	京都府
	小畑川上流	京都市・長岡京市境界点	0.035	0.31	京都府
	小畑川下流	小畑橋	0.048	0.65	京都府
	高野川上流	三宅橋	0.023	0.21	京都府
	高野川下流	河合橋	0.023	0.27	京都府
	清滝川	落合橋	0.022	0.24	京都府
	弓削川	寺田橋	0.035	0.79	京都府
	犬飼川	並河橋	0.17	-	京都府
	有栖川	梅津新橋	0.25	1.6	京都府
	天神川	西京極橋	0.17	1.3	京都府
	水無瀬川	名神高速道路高架橋下	0.029	0.25	大阪府

【表 3-5 水質および底質のダイオキシン類測定値(平成 26 年度)】(つづき)

	水域名称	地点名称	水質(pg-TEQ/L) 平均値	底質(pg-TEQ/g) 平均値	府県	
淀川	淀川下流	枚方大橋	0.09	0.22	大阪府	
		菅原城北大橋	0.12	0.26	大阪府	
		淀川大堰	0.12	1.1	大阪府	
		伝法大橋	-	1.7	大阪府	
	大川	桜宮橋	0.18	17	大阪府	
	堂島川	天神橋	0.5	2.7	大阪府	
	土佐堀川	天神橋	0.56	1.9	大阪府	
	安治川	天保山渡	0.092	30	大阪府	
	道頓堀川	大黒橋	0.62	26	大阪府	
	尻無川	甚兵衛渡	0.24	47	大阪府	
	木津川	千本松渡	0.17	82	大阪府	
	住吉川	住之江大橋下流1100m	0.11	71	大阪府	
	六軒家川	春日出橋	0.15	95	大阪府	
	正蓮寺川	北港大橋下流700m	0.11	61	大阪府	
	木津川運河	船町渡	0.13	130	大阪府	
	寝屋川	萱島橋	0.024	0.48	大阪府	
		住道大橋	0.37	5.4	大阪府	
		今津橋	0.63	7.5	大阪府	
		京橋	0.32	0.48	大阪府	
	恩智川	住道新橋	0.88	14	大阪府	
		福栄橋下流100m	1.2	79	大阪府	
	安威川下流	三池橋	1.2	50	大阪府	
		宮島橋	0.077	0.32	大阪府	
		新京阪橋	0.34	0.45	大阪府	
	神崎川	新三国橋	1.1	27	大阪府	
		千船橋	0.27	150	大阪府	
		辰巳橋	0.24	62	大阪府	
		小松橋	0.28	6.7	大阪府	
	芥川	鷺打橋	0.078	0.29	大阪府	
	檜尾川	警手杜神社	0.072	0.64	大阪府	
	千里川	猪名川合流直前	0.084	0.17	大阪府	
	第二寝屋川	新金吾郎橋	0.084	1.3	大阪府	
		下城見橋	0.42	16	大阪府	
	平野川	城見橋	0.36	85	大阪府	
		南弁天橋	0.22	65	大阪府	
		東竹洲橋	0.3	9.2	大阪府	
	大正川	安威川合流直前	0.11	0.22	大阪府	
	平野川分水路	天王田大橋	0.14	28	大阪府	
	古川	徳栄橋	0.97	37	大阪府	
	東横堀川	本町橋	0.63	9.3	大阪府	
	玉串川	JAグリーン大阪前	0.9	0.46	大阪府	
	番田井路	玉川橋	0.13	2.2	大阪府	
	庄下川	尾浜大橋	0.1	0.37	兵庫県	
		庄下川橋	0.4	4	兵庫県	
	猪名川	箕面川	府県境	0.022	0.21	大阪府
		猪名川下流	利倉橋	0.093	0.25	兵庫県
			中園橋	0.16	0.58	兵庫県
大阪湾	大阪湾(1)	大阪湾C-3	0.04	14	大阪府	
		大阪港関門外	0.027	13	大阪府	
		神崎川河口中央	0.48	66	大阪府	
		淀川河口中央	0.18	3	大阪府	
		木津川河口中央	0.088	79	大阪府	
		堺7-3区沖	0.06	18	大阪府	
	大阪湾(2)	大阪湾B-4	0.034	15	大阪府	
	大阪湾(3)	大阪湾A-3	0.061	11	大阪府	
	大阪湾(4)	大阪湾A-7	0.053	9.4	大阪府	
	大阪湾(5)	大阪湾A-11	0.034	1.8	大阪府	

注) 調査地点は、水域を代表する地点を原則としつつ、ダイオキシン類の発生源及び排水の汚濁状況、利水状況等を考慮して、都道府県及び政令市により効果的な監視のできる地点として選定されたものである。

環境省水・大気環境局「平成 26 年度ダイオキシン類環境調査結果」より作成

また、滋賀県は平成17年度に琵琶湖におけるダイオキシン類の実態を把握するため、魚類について調査を実施した。

琵琶湖の魚類に含まれるダイオキシン類濃度は、全国調査（平成11年度）の結果（0.032～33pg-TEQ/g）の範囲内であった（表3-6）。

【表3-6 水生生物（魚類）とダイオキシン類濃度の関係】

(単位: pg-TEQ/g)

魚種名	ダイオキシン類濃度(WHO-TEF(1998))
アユ	3.0
ゲンゴロウブナ	2.2
ホンモロコ	7.1

出典：滋賀県「平成18年(2006年)版 環境白書」

④ その他の微量化学物質

近年、微量でも人体への毒性や環境への影響が懸念されるPFOA、PFOS（パーフルオロオクタン酸、パーフルオロオクタンスルホン酸）等の有機フッ素化合物や、医薬品および化粧品等のパーソナルケア製品に含まれる化学物質などが問題となった。これら物質は淀川でも検出されており、生態系への影響が懸念されるが、人体毒性や環境影響に不明な点が多く、環境中への放出過程も明確でなく、現時点においては直ちに影響があるとは言い切れない。しかしながら、使用等の規制が進みつつあり、国際的な動向も注視しつつ種々の有害物質の把握と評価を行い、水質保全をしていくことが重要である。

平成26年度に測定を行った各地点の原水のPFOAとPFOSの測定値は、次のとおりであった（表3-7）。

【表3-7 原水のPFOAとPFOS測定値】

	瀬田川	木津川	宇治川	桂川	淀川			
	瀬田川大橋	御幸橋	御幸橋	宮前橋	枚方大橋左岸	枚方大橋右岸	鳥飼大橋左岸	鳥飼大橋右岸
	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均
パーフルオロオクタン スルホン酸(PFOS)	<0.000001	<0.000001	0.000001	0.000004	0.000003	0.000003	0.000003	0.000002
パーフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.000007	0.000012	0.000009	0.000022	0.000014	0.000012	0.000012	0.000012

注1) 表中の※は失効農薬、「-」は未測定、「*」は検出なし記載のみであったため最小値未満の表示方法に従い数値を記載している。

注2) 淀川水質協議会共同調査による測定

注3) 試験回数はいずれも6回

大阪広域水道企業団「水質試験成績並びに調査報告 第55集 平成26年度」

(2) 地下水

平成26年度の琵琶湖・淀川流域の地下水の水質状況は下記のとおりであった（表3-8）。

【表3-8 流域の地下水汚染状況（平成26年度）】

府県名	調査名	検出項目	検出数	超過数	最高値 (mg/L)
三重県	概況調査	流域内に該当地区なし			
	定期モニタリング調査	1,1,1-トリクロロエタン	1	0	0.0031
		トリクロロエチレン	1	0	0.003
滋賀県	概況調査	鉛	5	2	0.018
		砒素	5	1	0.012
		塩化ビニルモノマー	1	0	0.0004
		1,1-ジクロロエチレン	1	0	0.014
		1,2-ジクロロエチレン	1	0	0.012
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2	2	22
		ふっ素	4	3	0.96
		定期モニタリング調査	鉛	3	2
	六価クロム		4	4	1.4
	砒素		30	24	0.19
	総水銀		2	2	0.0013
	塩化ビニルモノマー		11	4	0.015
	1,1-ジクロロエチレン		7	0	0.038
	1,2-ジクロロエチレン		29	5	0.81
	トリクロロエチレン		33	10	0.4
	テトラクロロエチレン		47	18	0.28
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		11	5	32
	ふっ素		15	8	7.9
	ほう素	2	2	2	
京都府	概況調査	鉛	2	1	0.012
		砒素	3	0	0.009
		塩化ビニルモノマー	1	0	0.0011
		1,2-ジクロロエチレン	2	0	0.009
		テトラクロロエチレン	2	0	0.007
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	21	0	6.8
		ふっ素	7	0	0.15
		ほう素	3	0	0.1
	定期モニタリング調査	砒素	9	7	0.034
		総水銀	5	5	0.01
		塩化ビニルモノマー	3	1	0.0038
		1,2-ジクロロエタン	8	0	0.001
		1,2-ジクロロエチレン	7	0	0.015
		トリクロロエチレン	6	0	0.008
		テトラクロロエチレン	15	6	0.23
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	9	6	59
		ふっ素	3	3	3.3
		ほう素	3	2	2.7
		大阪府	概況調査	砒素	3
1,2-ジクロロエチレン	1			0	0.015
トリクロロエチレン	1			0	0.006
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	27			0	6.6
ふっ素	36			0	0.48
ほう素	39			1	1.3
1,4-ジオキサン	4			0	0.011

【表 3-8 流域の地下水汚染状況(平成 26 年度)】(つづき)

府県名	調査名	検出項目	検出数	超過数	最高値 (mg/L)
大阪府	定期モニタリング調査	鉛	3	1	0.018
		砒素	11	9	0.068
		塩化ビニルモノマー	31	22	0.64
		1,2-ジクロロエタン	6	1	0.0044
		1,1-ジクロロエチレン	8	0	0.099
		1,2-ジクロロエチレン	29	17	4.9
		1,1,1-トリクロロエタン	3	0	0.26
		トリクロロエチレン	18	7	19
		テトラクロロエチレン	17	7	1
		ベンゼン	4	1	0.045
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	7	1	29
		ふっ素	16	7	61
		ほう素	4	3	1.7
		1,4-ジオキサン	2	0	0.049
兵庫県	概況調査	鉛	5	0	0.003
		六価クロム	1	0	0.001
		砒素	2	0	0.001
		1,2-ジクロロエタン	1	0	0.0004
		セレン	2	0	0.002
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	11	0	3.5
		ふっ素	12	0	0.4
		ほう素	9	0	0.69
	定期モニタリング調査	砒素	1	1	0.022
		塩化ビニルモノマー	1	1	0.0028
		1,1-ジクロロエチレン	1	0	0.021
		1,2-ジクロロエチレン	4	0	0.019
		1,1,1-トリクロロエタン	2	0	0.31
		トリクロロエチレン	5	1	0.012
テトラクロロエチレン	4	3	0.045		
ふっ素	6	3	6.4		
ほう素	1	1	4.6		
奈良県	概況調査	鉛	2	0	0.006
		砒素	3	0	0.002
		塩化ビニルモノマー	1	0	0.0003
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	27	0	6.7
		ふっ素	1	0	0.1
	ほう素	19	0	0.09	
定期モニタリング調査	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	0	10	

三重県 HP「平成 26 年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」
滋賀県 HP「平成 27 年(2015 年)版環境白書」
京都府 HP「平成 26 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」
大阪府 HP「環境白書 2015 年(平成 27 年)」
兵庫県 HP「平成 26 年度公共用水域の水質等測定結果報告書」
奈良県 HP「平成 26 年度環境調査報告書(水質編)」より作成

(3) 水道水

平成26年度の浄水場における浄水のトリハロメタンの濃度は、0.005～0.019mg/Lで水質基準である0.10mg/Lを十分満足していた(表3-9)。

【表3-9 浄水場のトリハロメタン測定値及びトリハロメタン生成能(平成26年度)】

(単位:mg/L)

浄水場	浄水のトリハロメタン測定値	原水のトリハロメタン生成能
吉川浄水場(滋賀県)	0.015	—
蹴上浄水場(京都市)	0.019	0.025
村野浄水場(大阪広域水道企業団)	0.005	0.039
猪名川浄水場(阪神水道企業団)	0.010	—

※村野浄水場の浄水のトリハロメタン測定値は、第1送水ポンプ場と第2送水ポンプ場の平均値

※猪名川浄水場の浄水のトリハロメタン測定値は、I II系浄水の値

滋賀県企業庁 HP「水質試験年報(第36集)(平成26年度)」

京都市上下水道局 HP「平成26年度水質試験年報 第67集」

大阪広域水道企業団 HP「平成26年度水質試験成績並びに調査報告 第55集」

阪神水道企業団技術部水質試験所「調査試験年次報告(通第63号)平成26年度(2014)」

より作成

9. 病原性微生物等による汚染

平成8年6月に埼玉県越生町において、我が国で初めて、水道水によるクリプトスポリジウムによる集団感染症が発生した。クリプトスポリジウムは感染性の原虫で、経口摂取により感染し、感染すると腹痛を伴う下痢が3日から1週間続く。健康な人は正常な免疫機構が働き自然治癒するが、免疫力低下者では重篤になる。

厚生省(現 厚生労働省)では、同年10月に「水道におけるクリプトスポリジウム等暫定対策指針」を策定し、水道水源の汚染のおそれがある場合の予防対策や感染症が発生した場合の応急対応について定め、都道府県を通じ水道事業者等へ周知した。平成9年10月には「クリプトスポリジウム等原虫類総合対策」を策定している。また、平成19年3月に水道施設の技術基準が改正され新たに紫外線処理がクリプトスポリジウム等への対策に位置づけられた。さらに、同年4月に「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」(平成19年3月30日健水発第0330005号)により、指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について通知された。